

青森県量子科学センター
指定管理者募集要項

令和8年6月

青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課

I 要項の趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、青森県量子科学センター（以下、「施設」という。）の管理を一括して行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものである。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名称 青森県量子科学センター

所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番190

2 設置目的

原子力施設の更なる安全性の向上を図るとともに、原子力、放射線を含む幅広い量子科学分野の人材育成、研究開発の拠点として設置。

3 施設の概要

別紙1「施設の概要」のとおり

III 管理の条件

1 施設の管理方針

管理に当たっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、施設に共通する方針として以下のとおり実施すること。

(1) 基本方針

施設での量子科学分野における人材育成、研究開発及び産学連携活動等が円滑に行われるよう管理運営を行うものとする。

(2) 維持管理方針

常に利用者の快適かつ安全な利用に資するため、施設を清潔かつその機能を正常に保持し、適正な管理と保守点検を行うものとする。

(3) 運営方針

利用者の多様なニーズに応えた公平なサービスの提供及び施設利用の促進を図るとともに、施設における各種活動の普及啓発その他利用促進につながる事業を行うものとする。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う管理の業務は次のとおりとする（詳細は別紙2「青森県量子科学センター指定管理者業務水準書」のとおり。

- ア 条例で定める施設の業務に関する業務
- イ 施設の使用承認に関する業務
- ウ 施設の使用の制限に関する業務
- エ 施設の使用承認の取消し等に関する業務
- オ 施設、設備等の維持管理に関する業務
- カ その他施設の管理に関し必要な業務

(2) 業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、あらかじめ県の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができる。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの予定であるが、県議会の議決を経て確定する。

4 使用料金

施設の使用に係る料金（以下「使用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

使用料金の額は、青森県量子科学センター条例の定めるところにより、現行の使用料の金額の範囲内において、あらかじめ青森県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

なお、使用料金とは、地方自治法第244条の2第8項に規定する「利用料金」と同趣旨のものである。

5 指定管理料

(1) 県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時に提案された収支計画等に基づき、指定管理者と県が協議の上、会計年度ごとに協定で定める。

なお、指定管理料は、予算編成作業を経て確定するので必ずしも提案額が保証されるものではないことに留意すること。

(2) 指定管理料の算定は以下によることとする。

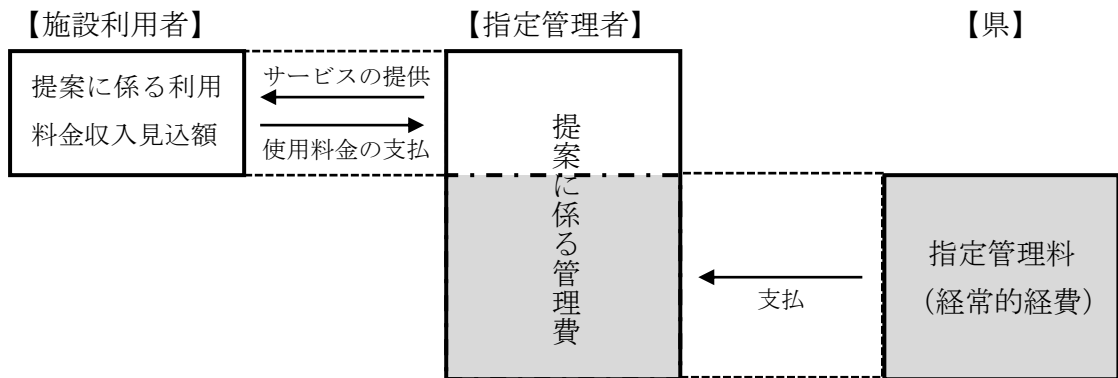
ア 経常的経費に係る指定管理料

経常的経費に係る指定管理料は、以下のとおりとする。

(ア) 県は、提案された収支計画等を基準として、施設管理費の額から使用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理料として指定管理者に支払う。

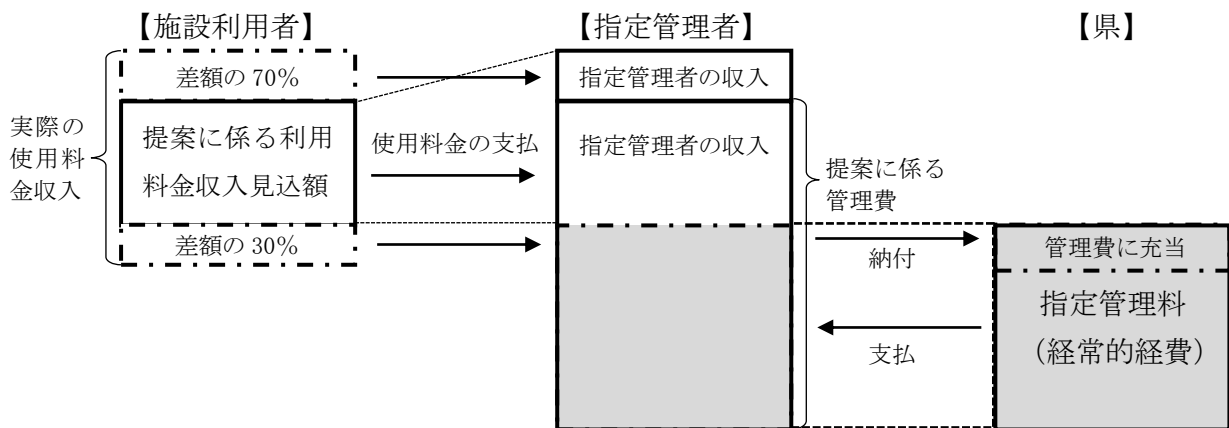
(イ) 県から指定管理者に支払う指定管理料は、基本協定で提出を求める定期報告や事業報告での管理業務に関する経理の状況等を確認して翌年度の指定管理料の額への反映を行うこととする。

《基本形》



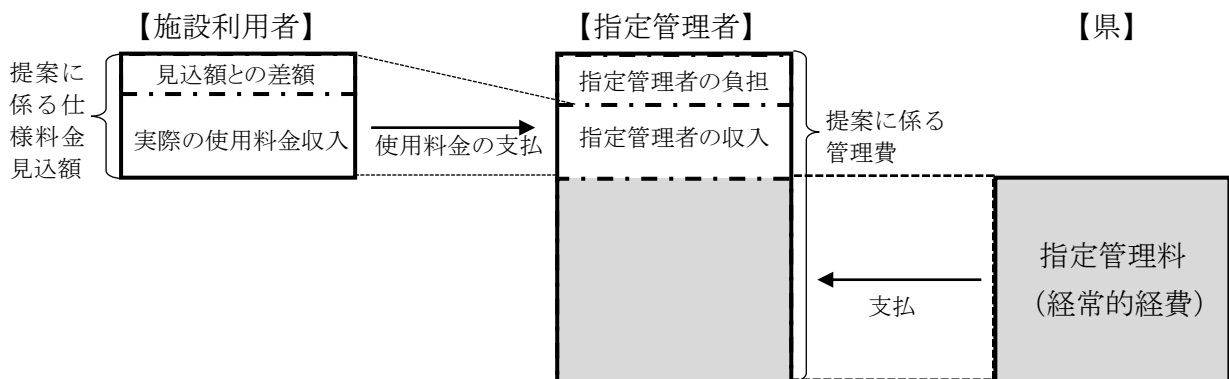
(ウ) 実際の使用料金収入額が提案された収支計画の使用料金収入見込額（以下「収入見込額」という）を上回った場合、指定管理者は上回った額の30%を県に納付するものとする。

《収入が提案を上回った場合》



(エ) 実際の使用料金収入額が収入見込額を下回った場合、その差額については、指定管理者の負担とする。

《収入が提案を下回った場合》



イ 備品購入、施設の修繕工事に係る指定管理料
施設管理運営に必要な備品の取得及び施設の修繕工事に係る経費（1件100万円以下の小

破修繕に係る経費を除く。)については、施設等の状況と県の財政状況を勘案して指定管理者と協議の上、上記の経常的経費に係る指定管理料とは別に会計年度ごとに決定する。

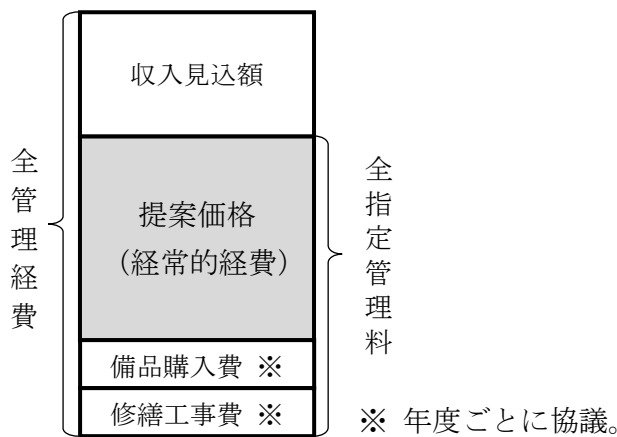
ウ 年間の指定管理料

各会計年度の指定管理料の金額は、上記①の経常的経費に係る指定管理料及び②の備品購入、施設の修繕工事に係る指定管理料を合算した金額とする。

なお、指定管理料の支払時期は、後掲の「年度協定」により定めることとするが、四半期毎に指定管理者からの請求により支払うことを基本とする。

(3) 指定管理料の提案

収支計画において提案する指定管理料は、上記(2)①の経常的経費に係る指定管理料である。



6 管理の基準等

別紙2「青森県量子科学センター指定管理者業務水準書」のとおり。

7 指定管理者と青森県の責任分担

指定期間中における指定管理者と青森県のリスク及び責任の分担の基本的な考え方は次のとおりとする。

なお、詳細については、後掲の「基本協定」を締結する際に協議の上定めるものとする。

項目	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動 ※注	人件費、物件費等物価変動等に伴う経費の増加		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応		○
	上記以外	○	

法令その他の制度変更により生じた管理経費の増加	当該施設の管理・運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合、又は管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増加	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復はじめ必要経費の増加及び事業履行不能	協議	
施設、設備等の損傷	小破修繕(1件当たり100万円未満の修繕)		○
	改築又は大規模修繕	○	
施設の火災保険加入		○	
施設賠償責任保険加入			○
使用料収入の減少	指定管理者の使用料収入の減少		○

注) 物価の大幅な変動等により、適正な業務の運営に支障をきたすおそれのある場合は、基本協定に定める「疑義の生じた事項」に該当するものとして、県と指定管理者の協議により取扱いを定めることとする。

8 モニタリング

県は、指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとする。

IV 申請の手続

1 応募資格

青森県量子科学センターの指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格を有すること。

(1) 法人その他の団体であること(法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。)

ア 応募団体は、単独の団体又は複数の団体により構成されたグループ(以下「グループ」という。)であること。

イ グループで応募する場合、グループを代表する団体(以下「代表団体」という。)を定め、代表団体が申請手続を行うこと。代表団体は、グループの主たる業務を担う団体であること。

ウ グループで応募する場合、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めない。

(2) 応募団体(グループの場合は代表団体)は、緊急時に迅速に対応できるよう県内に事業所を有する又は置こうとする団体であること。

なお、新たに団体を設立する場合又は青森県内に事務所を置こうとする団体は、指定管理者の選定後に登記事項証明書等の所在地を証明する書類を提出すること。

(3) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者
 - エ 青森県から指名停止措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - キ 法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
 - ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- (4) 県議会の議員、知事及び副知事等が経営する法人その他の団体でないこと（県議会の議員、知事及び副知事等が経営する法人その他の団体とは、県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）並びにこれらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくする者が代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体とする。）。

(5) 複数応募の禁止

- ア 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員になることはできない。
- イ グループの構成団体は、2以上のグループの構成員となることはできない。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1、1-2）
- (2) 青森県量子科学センターの管理運営に係る事業計画書（別紙様式2）
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

IVの1応募資格の見出し符号	区分	提出書類
IVの1の(1)、(2)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書
		代表者の住民票の写し
	法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
	代表者又は管理人の住民票の写し	

IVの1の(3)のア、イ、ウ、エ、オ、カ、(4)	全ての団体	IVの1の(3)のア、イ、ウ、エ、オ、カ、(4)に該当しない旨の申立書
IVの1の(3)のキ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
IVの1の(4)	全ての団体	IVの1の(4)に該当しない旨の申立書

(4) 団体の経営の状況を示す書類

ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近3か年分）

イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

(6) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

(7) 現に指定管理者として管理を行っている施設又は指定管理者の申請を行っている施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間を記載した書類

(8) グループ応募の場合は、すべての構成団体について上記(3)から(7)までの書類を提出すること。

また、グループの規約又はこれに類するものを提出すること。

3 事業計画書の記載内容

次の項目について、青森県量子科学センターの設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案すること。

また、提案に当たっては「V指定管理者の候補者の選定」の「2 選定基準に掲げる各選定基準」に対応する内容についても記載することとし、該当する部分に選定基準の項目番号（記載例：選定基準（1）②対応）を明記すること。

(1) 管理運営の基本方針

(2) 利用希望者の公平な利用を確保するための方策

(3) 施設の効用を増進させるための方策

ア 施設利用提供の実施計画

イ 使用料金の設定と考え方

ウ 利用者の増加を図るための具体的手法

エ サービスの向上を図るための具体的手法

オ 施設・設備の維持管理の実施計画

カ 自主事業の実施計画

(4) 管理体制（人員配置・勤務体制・職員育成方針等を含む。）

(5) 業務の再委託

- (6) 個人情報の保護
- (7) 利用者ニーズの把握
- (8) 利用者の安全対策
- (9) 収支計画（年度別に記載すること。自主事業を除く。）

指定期間全体に係る指定管理料の金額については、次の基準額を上限とする（この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。）。

なお、基準額の上限は応募時点の単価により積算しているが、指定期間内に人件費や光熱水費等の大幅な変動により、適正な業務の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、毎年度の委託料の上乗せについて県と指定管理者で協議するものとする。

基準額 407,247 千円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（参考）管理経費見込額（指定期間 5 年総額・税込） 2,036,236 千円（利用料金収入差引後）

4 応募予定者登録

青森県量子科学センターの指定管理者に応募を予定する者（以下「応募予定者」という。）は、以下により応募予定者登録票（様式 3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 午後 5 時 1 5 分（必着）

(2) 提出方法

「9 連絡先及び申請書等提出先」へ提出すること。郵送又は電子メールでの提出も可とする。

5 現地説明会

募集方法、提案書類、指定管理業務、管理対象施設の状況等についての説明会を以下のとおり開催する。

(1) 開催日時、場所

日時 令和 8 年 7 月 1 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分

場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字表館 2 番 1 9 0

青森県量子科学センター内 産学連携室

(2) 申込方法

説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式 4）を提出すること。

① 提出期限

令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 午後 5 時 1 5 分（必着）

② 提出方法

「9 連絡先及び申請書等提出先」へ提出すること。なお、郵送又は電子メールでの提出も可とするが、口頭又は電話による申込みは受け付けない。

6 建築図面等の縦覧

(1) 縦覧期間、場所

- ① 期間 令和8年6月30日(火)から7月28日(火)までの間の、午前9時から午後5時までの間(ただし、県の休日を除く。)
- ② 場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番190
青森県量子科学センター

(2) 縦覧方法

建築図面等の縦覧を希望する場合は、事前に希望日時を連絡した上で縦覧を行うこと。
縦覧希望連絡先：0175-72-1270

7 質問事項の受付

(1) 質問方法

質問がある場合は応募予定者登録の上、令和8年7月31日(金)午後5時15分までに質問票(様式5)に記入し、電子メールで「9 連絡先及び申請書等提出先」に提出すること(口頭又は電話での質問は受け付けない。)

(2) 回答方法

質問への回答は、登録した全応募予定者に対し、電子メールで回答する。

8 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和8年8月7日(金)から8月28日(金)までの間の、午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、県の休日を除く。)

(2) 提出方法

「9 連絡先及び申請書等提出先」まで必ず持参すること。郵送等での提出は受け付けない。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部を提出すること。

9 連絡先及び申請書等提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課むつ小川原開発・量子科学振興グループ

電話：017-734-9725

E-mail：enerugi@pref.aomori.lg.jp

10 留意事項

- (1) 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は、

理由の如何を問わず返却しない。

(3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(4) 県の業務上の都合により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合がある。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

(1) 青森県量子科学センター指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及びヒアリングによる審査を行う。

(2) ヒアリングの実施日時等は、別途通知する（令和8年9月中旬実施予定）。

(3) 審査の結果は、書面で通知する。

(4) 県は第1順位の申請者に係る応募資格の確認及び細目的事項についての協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定する。なお、第1順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第1順位とし、同様に協議を行う場合がある。

2 選定基準

選定基準	配点
(1) 利用希望者の公平な利用が確保されること。 ① 施設の設置目的及び県が示した管理の方針との適合性 《内容：施設の設置目的を理解しているか、申請者が提案した管理運営方針は、県の管理方針に沿っているか、団体の経営モラルは適切か》 ② 公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 《内容：事業等の内容が設置目的等に即しているか、利用者間の調整を図る等の配慮はされているか》	15
(2) 施設の効用が増進されること。 ① 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 《内容：年間の広報計画の内容はどうか、利用者の増加を図るための取組内容はどうか》 ② サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 《内容：サービスの向上のための取組内容はどうか、事業の提案は県が意図した企画となっているか、全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか》 ③ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 《内容：施設管理・安全管理は適切か、維持管理は効率的に行われているか》	35

(3) 施設の効率的な管理ができること。 ① 施設の管理運営に係る経費の内容	15
(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ① 事業計画の内容、適格性及び実現の可能性 《内容：収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか、収支計画の見通しは適切か》 ② 安定的な運営が可能となる人的能力 《内容：人員体制は十分か、職員採用・確保の方策は適切か、職員の指導育成・研修体制は十分か》 ③ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 《内容：団体の財務状況は健全か》 ④ 個人情報の適正な取扱いの確保 《内容：適切な情報管理体制が整備されているか、職員に対する周知が十分なされる内容か》	30
(5) その他特記事項 (※)	5

※ 特に下記の点について考慮し、必要に応じて配点する。

- i Ⅲの8「モニタリング」に基づき公表されている「令和4年度～令和7年度 管理運営状況」の評価結果を踏まえた具体的な提案の有無
(例：P D C Aを意識した業務改善に向けた取組 など)
- ii Ⅳの3「事業計画書の記載内容」に定める各項目における具体的な内容の記載の有無
- iii 別紙2「指定管理者業務水準書」の内容を上回る独自の具体的な提案の有無
(例：将来的な人材育成につながる創意工夫のある取組 など)

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を超過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者（候補者

以外の申請者名は匿名) の得点、順位を県のホームページで公表する。

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和8年11月県議会(予定)の議決を経て、指定管理者に指定される。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と県との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

3 その他

- (1) 指定管理者による円滑な管理開始のため、十分な引継を受けること。
- (2) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。
 - ア 募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。
 - イ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - ウ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。